

未来につなぐ相続登記

法定相続情報証明制度



法定相続情報証明制度とは？

相続人が必要な書類を提出し、法定相続人がだれであるかを証明する制度です。
各種相続手続で戸除籍謄抄本の束の代わりに利用することができます。

制度を利用するメリット!!

- 1 複数の相続手続を同時に進められるので、時間の短縮になります。
※手続に必要な枚数を交付します。
- 2 預貯金相続、相続税の申告、**相続登記の申請**等の相続手続にご利用できます。
- 3 証明書の交付手数料は**無料**です!!

(※) 戸除籍謄抄本以外で相続手続に必要な書類は
提出先の各機関にご照会ください。

相続登記



忘れずに！

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、[宇都宮地方法務局](#) 検索をご覧ください。



宇都宮地方法務局
028-623-0916

法定相続情報一覧図の写し

※ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
最後の本籍 ○県○郡○町○番地

出生 昭和〇年〇月〇日
死亡 令和元年4月1日

(被相続人)
法務 太郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和〇年〇月〇日
(妻)
法務 花子

被相続人の最後の本籍も記載することによって、本籍を確認する必要がある手続に利用が拡大されます。

住所 ○県○郡○町34番地
出生 昭和45年6月7日
(長男)
法務 一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和47年9月5日
(長女)
相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和50年11月27日
(養子)
登記 進

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理されます。

実子・養子の別が分かるよう、戸籍に記載される続柄を記載することによって、相続税の申告手続に利用が拡大されました。

以下余白

資格者による作成の場合「事務所」、「資格」を記載します。

作成日：令和〇年〇月〇日
作成者：住所 ○県○郡○町34番地
氏名 ○○ ○○ 印

相続人の住所の記載がある場合は、相続登記等の住所証明情報としても利用可能になります。

以下の通り、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字されます。

ページ番号及び総ページ数が振られます。相続人が多く、法定相続情報図が2枚以上にわたる場合も対応できます。

これは、令和〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和〇年〇月〇日
○○法務局○○出張所

登記官 ○○ ○○

職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S00000 1/1

※ 一覧図は、本制度の申出人に作成していただきます。